



PRESS RELEASE

情報提供年月日
令和4年3月5日

三次記者クラブ会員 様

送信者
庄原市 総務部 行政管理課
広報統計係 三戸（みと）
TEL0824-73-1159・FAX0824-72-3322

イベントおよび公共施設の取り扱いについて

庄原市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を受けて、イベントおよび公共施設の取り扱いについて、現在の取り組みを3月6日（日）までとし、3月7日（月）から取り扱いを一部、変更します。詳細は別紙のとおりです。
なお、本件についての記者会見は行いません。

お問い合わせ

庄原市新型コロナウイルス感染症対策本部統括部統括班

電話 0824-73-1138 担当者：荒木、重原

本市における今後の対応について

令和4年3月6日をもって、広島県に対する「まん延防止等重点措置」の適用が終了することに伴い、県の「集中対策の終了及び感染再拡大の防止に向けた取組について」が定められたことから、本市においては、県の取組に準じて次のとおり対応する。

1. 実施期間 令和4年3月7日（月）から 当面の間

2. イベント等の取扱いについて

市主催のイベント等については、3月6日（日）まで、原則中止又は延期としていたが、県の取組及びイベントの開催条件に準じて、3月7日（月）から、各業界団体が策定したガイドラインの遵守や感染防止対策を講じた上で開催する。なお、状況に応じて人数制限等、必要な対策を講じて対応する。

また、市が共催及び他の団体等が主催するイベント等についても、市のイベント等の取扱いを踏まえた対応をお願いする。

※イベントや会議等を開催する際に講じる基本的な感染防止対策

- ・ マスクの着用
- ・ 咳エチケットの徹底の周知
- ・ 手指の消毒（頻繁な手洗いや手指消毒液の設置）
- ・ 室内においては定期的な換気
- ・ 3密の回避
- ・ 参加者等の相互接触や対面などの近接した距離での会話等の機会を減らす
- ・ 大声での発声、歌唱や声援等を控えてもらう

3. 公共施設の取扱いについて

担当部署で作成した感染防止マニュアルに基づき、徹底した感染防止対策を実施した上で、施設の一般利用及び一般の使用（貸館）について、利用の制限を解除する。

ただし、緊急事態措置地域及びまん延防止等重点措置地域からの利用は自粛をお願いする。